

東京都公報

発行
東京都

規則

市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・街路計画課・市街地整備部企画課)：
規則
則
東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

同号ル中「九十五万円」を「九十万円」に改め、同号ヲ中「七十五万円」を「七十万円」に改め、同号ワ中「五十五万円」を「五十万円」に改め、同号カ中「四十万円」を「三十五万円」に改める。

環境局環境改善部化学物質対策課

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）
- 規則（教）
- 東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則
- 規程（交）
- 東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程
- 都市計画の案（八件）

○ 東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の
実施に関する規則の一部を改正する規則………
（総務局人事部職員支援課）…

目次

東京都知事 小池百合子

に改め、同項第二号中「二万円」を「二万一千円」に改め、同項第三号中「一万九千円」を「三万円」に改める。

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

同号ル中「九十五万円」を「九十万円」に改め、同号ヲ中「七十五万円」を「七十万円」に改め、同号ワ中「五十五万円」を「五十万円」に改め、同号カ中「四十万円」を「三十五万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（以下「改正後の

告示

● 東京都告示第十九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）

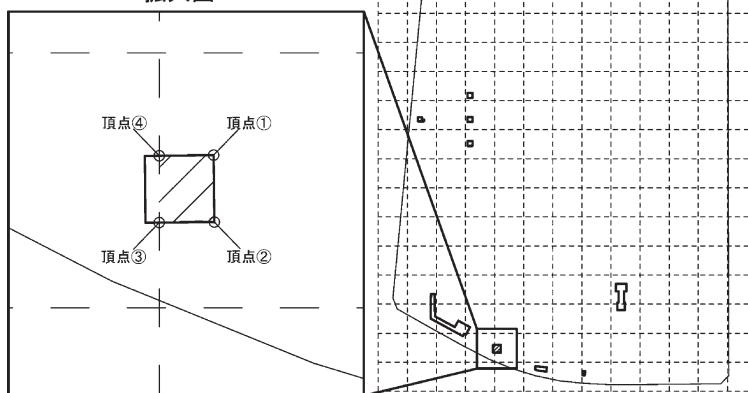
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

N
0度0分0秒
起 点

北区浮間五丁目5番

拡大図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【座標】

頂点	X座標	Y座標
起点	0.000	0.000
①	-77.869	-214.009
②	-77.839	-216.637
③	-80.000	-216.655
④	-80.000	-214.035

※起点を任意座標とし、(X, Y) – (0.00, 0.00) として設定した値である。
※座標値は、右上の点を頂点①とし、右回りに読み取りを行ったものである。

【起点】

起点は、北区浮間五丁目5番の北東端と東側敷地境界北端の延長線上の交点とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第千九十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

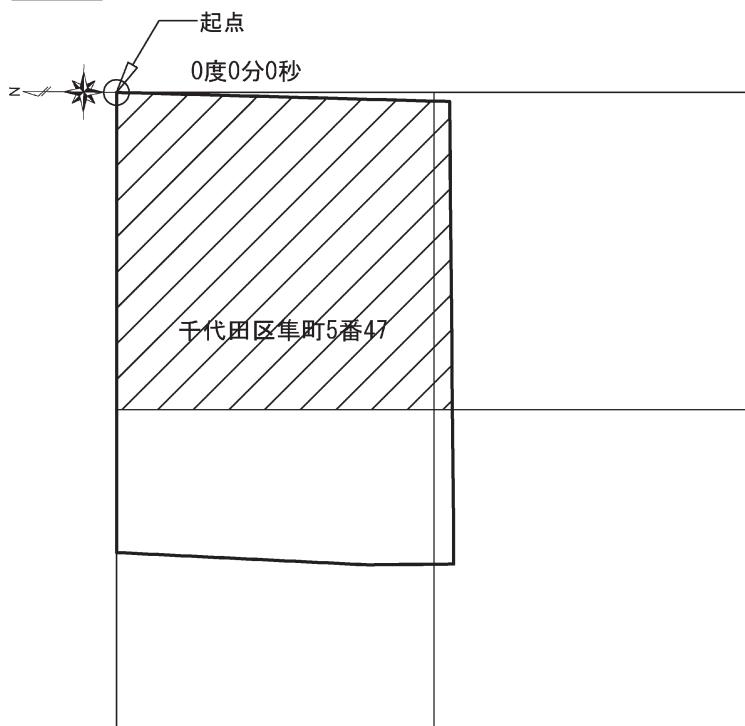
令和七年十二月一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区隼町
地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 テトラクロロエチレン及びトリクロロエ
チレン

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【座標】

測点	X座標	Y座標
起点	-35219.260	-8248.113

※座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、
世界測地系座標計算によって作成した。

【起点】

起点は、千代田区隼町5番47の最北端とする。

【格子の回転角度（0度0分0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点
を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◎東京都告示第千百号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区春日一
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

害物質の種類 水銀及びその化合物

卷之三

北
15度53分11.5秒
起点
1番85
文京区卷四一丁目1番84
1番150
1番151

【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- — : 調査対象地
-  : 形質変更時要届出区域
(平成24年東京都告示第524号により指定された区域)
-  : 形質変更時要届出区域
(平成24年東京都告示第787号により指定された区域)
-  : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

【起点】 _____

【格子の回転角度（15度53分11.5秒）】――
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第千百一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和七年東京都告示第五百五十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月一日

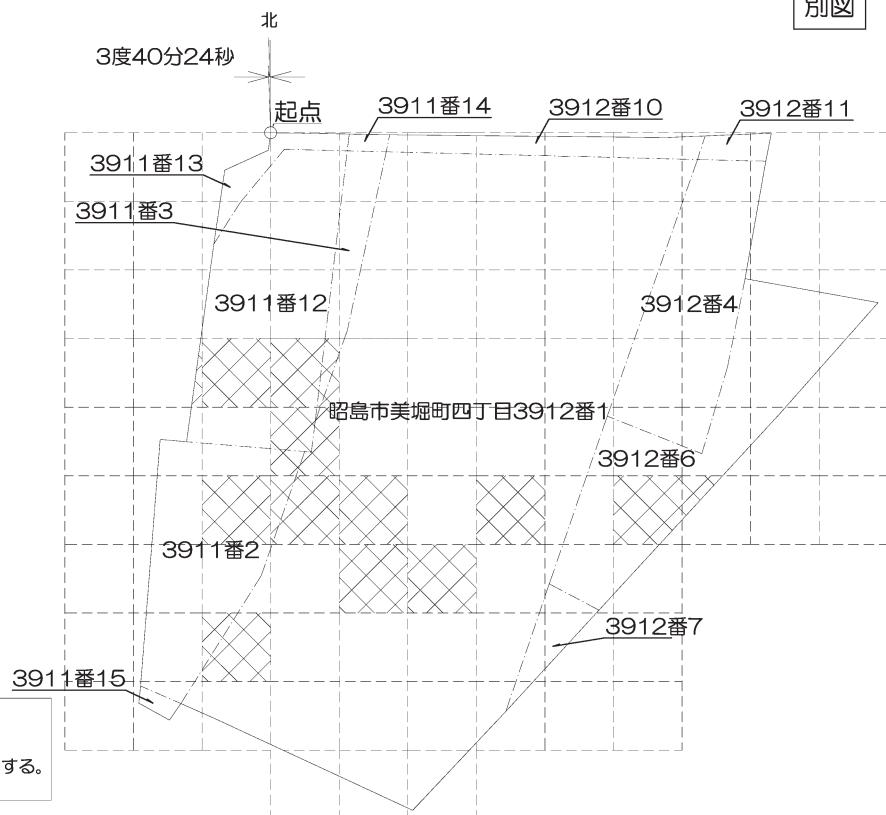
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市美堀町四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



◎東京都告示第千百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條

第二項の規定により、令和七年東京都告示第五百五十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月一日

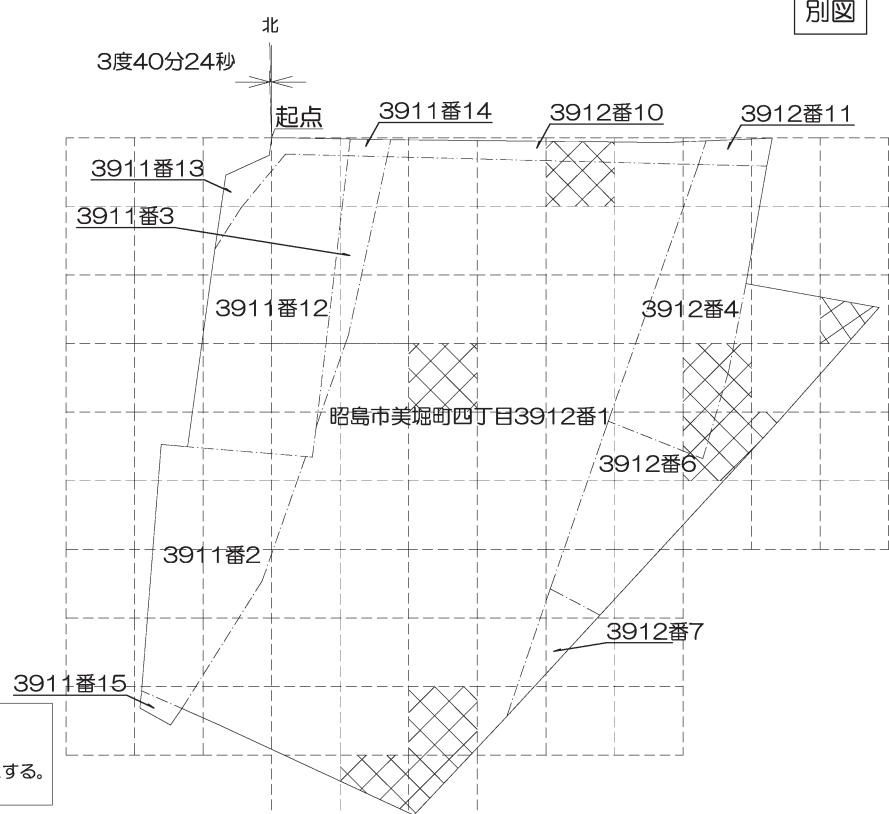
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市美堀町四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



別図

都道下石神井大泉線 都道千代田練馬田無線 区域変更略図

練馬区石神井台三丁目～石神井町八丁目

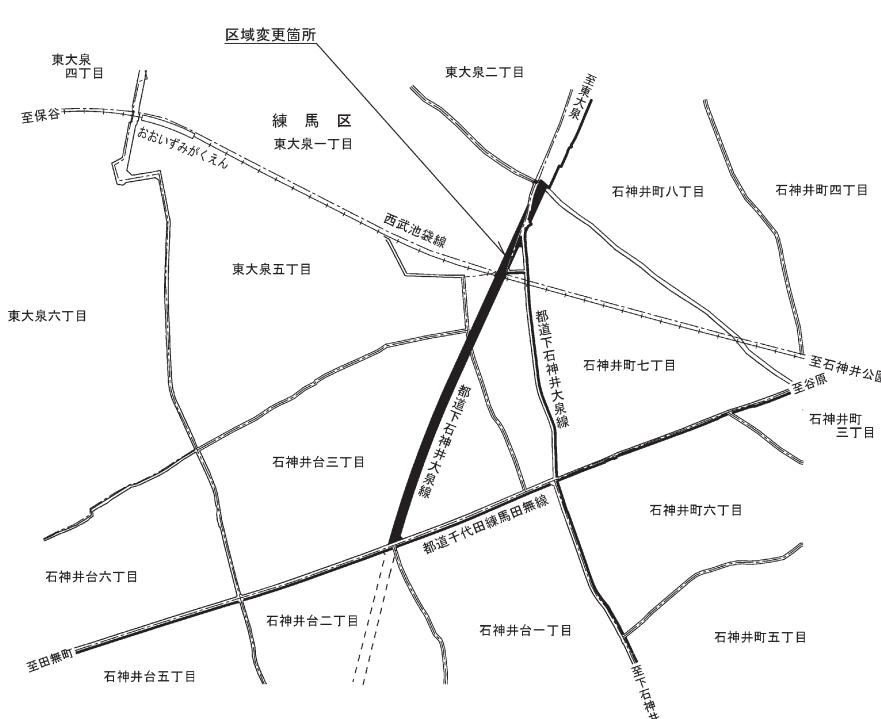
都道
特別区道

編入区域

(1) 都道下石神井大泉線
延長 九六八・四二メートル
面積 一九、七三三・六五平方メートル

(2) 都道千代田練馬田無線（都道下石神井大泉線との重用編入）
延長 四〇・九九メートル
面積 二〇〇・四八平方メートル

計画線
重用編入区域



● 東京都告示第千百三号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年十二月一日から起算して二週
間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月一日

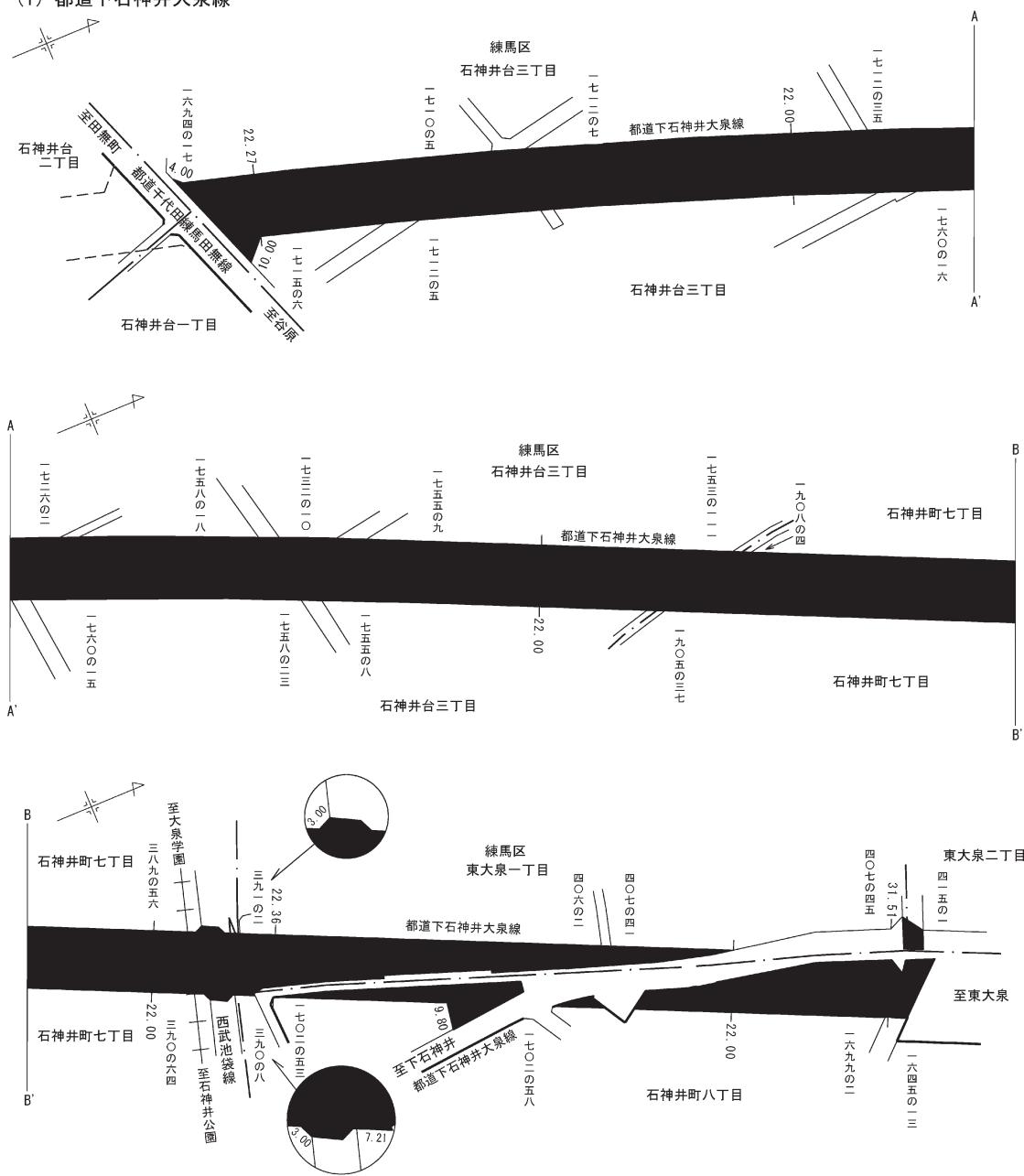
東京都知事 小池百合子

路線名 下石神井大泉
変更の区間 練馬区石神井台三丁目千六百九十四番
十七地内から同区石神井町八丁目千六
百四十五番十三地先まで

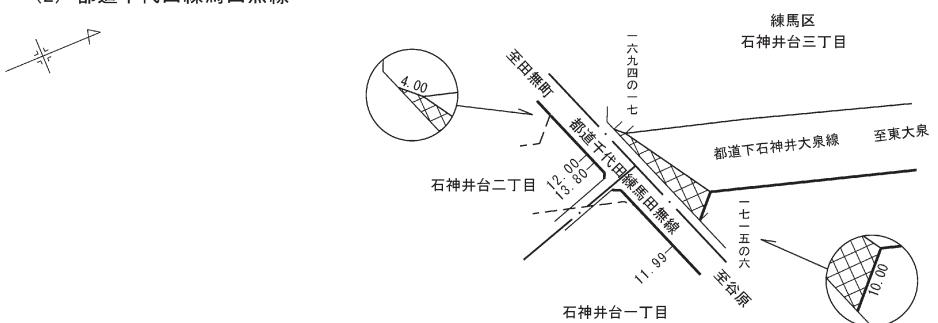
変更の概要 別図表示(1)のとおり
路線名 千代田練馬田無
変更の区間 練馬区石神井台三丁目千七百十五番六
地内から同所千六百九十四番十七地内
まで

変更の概要 別図表示(2)のとおり
路線名 千代田練馬田無
変更の区間 練馬区石神井台三丁目千七百十五番六
地内から同所千六百九十四番十七地内
まで

(1) 都道下石神井大泉線



(2) 都道千代田練馬田無線



規則(教)

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十四号

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則

則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則(昭和五十年東京都教育委員会規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「一万五千円」を「二万六千円」

に改め、同項第二号中「三万円」を「二万一千円」に改め、同項第三号中「一万九千円」を「二万円」に改める。

第九条の二第二項第二号イ中「九百十五万円」を「八百四十五万円」に改め、同号ロ中「八百八十五万円」を「八百二十万円」に改め、同号ハ中「八百五十五万円」を「七百九十万円」に改め、同号ニ中「五百二十万円」を「五百零万円」に改め、同号ヘ中「三百七十五万円」を「四百三十万円」に改め、同号ト中「三百万円」を「二百九十万円」に改め、同号ヌ中「百二十五万円」を「百二十万円」に改め、同号ル中「九十五万円」を「九十万円」に改め、同号ヲ中「七十五万円」を「七十万円」に改め、同号ワ中「五十五

万円」を「五十万円」に改め、同号カ中「四十万円」を「三十五万円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第五条第二項第一号から第三号までの規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第九条の二第二項第二号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。

4 施行日前に、この規則による改正前の東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則第五条第二項第一号から第三号までの規定に基づいて支払われた奨学援護金のうち、令和七年四月一日以後の期間に係る奨学援護金は、改正後の規則第五条第二項第一号から第三号までの規定による奨学援護金の内払とみなす。

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和七年十二月一日

東京都知事 小池百合子
都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画用
途地域
第一種低層住 削除する部分
居専用地域 世田谷区喜多見三丁目、喜多見五
丁目、喜多見六丁目、宇奈根三丁

●交通局規程第四十八号

東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

を公布する。

東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局安全衛生管理規程(昭和五十八年交通局規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「第三条の二第一項」を「第三条の二第一号」に改める。

第十八条第三項中「第十三条第一項第一号」を「第十三条第一項第三号」に改める。

この規程は、公布の日から施行する。

附則

令和七年十二月一日

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和7年12月1日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類
東京都市計画土地区画整理事業

世田谷南部土削除する部分

世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び世田谷区役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画課

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が
リサイクル指定商品です。